

## 「釧路の元気」プロジェクト支援交付金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの影響により、観光業、飲食業を中心に経済が停滞している状況下において、釧路市全体が元気を取り戻すよう、市が設定する募集条件に沿って、提案のあった事業を支援するため、「釧路の元気」プロジェクト支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （実施事業）

第2条 この交付金の交付の対象となる団体は、釧路市内に活動拠点がある団体及び民間事業者（以下「実施団体」という。）で、次の各号のいずれの要件も満たす事業とする。

- (1) 釧路市が元気になるよう、多くの市民が楽しめるイベントであり、且つ域内連関を意識したイベントであること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大を防止する上で、別紙「イベント開催の考え方」を遵守するイベントであること。
- (3) 令和2年7月から同年9月にかけて実施されるイベントであり、且つ可能な限り速やかに実施されるイベントであること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、対象としないものとする。

- (1) 過去に実施したイベントと同様の事業
- (2) 運営主体が人件費補填と認められる事業
- (3) 公序良俗に反する事業

### （実施期間）

第3条 事業の実施期間は、交付決定日から令和2年9月30日までとする。

### （交付対象経費）

第4条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第2条に規定する実施事業に要する経費から、次の各号に掲げる経費を除いたものとする。ただし、(8)及び(9)に該当する経費については、対象事業の全体経費に含めることができないこととする。

- (1) 当該団体の経常的な運営維持管理経費
- (2) 人件費（イベント当日の運営に関わるものは除く。）
- (3) 飲食費（食事、弁当、茶菓子等）
- (4) 家屋等の家賃（敷金、礼金等も含む。）
- (5) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (6) 備品購入費
- (7) 物品販売に係る原材料費
- (8) 領収書等により、実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (9) その他、対象事業に直接関係のない経費、市長が社会通念上適正でないとした経費

(交付対象事業の公募)

第5条 市長は、実施団体からの対象事業の提案を受けるものとし、公募にあたっては、「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業募集要項（以下「募集要項」という。）を定めるものとする。

(交付対象事業の選考及び決定等)

第6条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けた事業について、市長が委嘱する審査員による審査会において審査を行い、結果について公表及び提案した実施団体に通知するものとする。

(交付金の申請及び決定)

第7条 前条の規定により交付対象事業として採択の通知を受けた実施団体（以下「交付団体」という。）は、所定の期日までに、「釧路の元気」プロジェクト支援交付金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し提出するものとする。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定書（様式第2号）により交付団体に通知するものとする。

(交付金の請求及び交付)

第8条 交付金の請求について、実績報告に基づき交付金額を確定するが、事業総額の8割以内の金額であれば概算払いを可とする。

(申請の取下げ)

第9条 交付金の交付決定通知を受けた交付団体は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付金交付決定書を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認事項)

第10条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を得なければならないものとする。ただし、様式第1号の別紙に掲げる事項のうち軽微なもの（事業費の2割以内の変更等）についてはこの限りではない。

(1) 対象事業の内容を変更（事業費の変更を含む。）しようとするとき。

(2) 対象事業を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、書面により通知するものとする。

(事故報告等)

第11条 交付団体は、対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は、当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 交付団体は、対象事業完了の日から起算して 1 カ月以内に、「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業実績報告書（様式第 4 号）に、必要書類を添付して、市長に報告しなければならない。また、第 10 条の規定により中止の承認を得た場合も、同様とする。

2 市長は、前項の実績報告書等の内容を公表し、市民に周知するものとする。

（交付金の額の確定）

第 13 条 前条の実績報告書の提出があったときは、市長は直ちにその内容を確認し、交付金の額を確定し、交付団体に通知（様式第 5 号）するものとする。

（交付決定の取消等）

第 14 条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付を取り消し又は、既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支出された対象経費が、交付金の交付額に満たなかったとき。
- (2) 対象事業の実施が困難となり、変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）の提出を受けたとき。
- (3) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (5) その他法令等に違反する等交付することが不相当であると認められるとき。

（関係書類の整理等）

第 15 条 交付団体は、対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、対象事業の完了した日の属する会計年度終了後、5 年間保管しておかなければならない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 6 月 2 4 日から施行する。

様式第1号（第7条第1項）

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金 交付申請書

年 月 日

釧路市長 あて

申請者 住所

団体名

氏名（代表者職氏名）

印

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業に対する交付金の交付を受けたいので、「釧路の元気」プロジェクト支援交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

事業名	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
交付金申請額	金 円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) その他の書類（団体の規約、法人の登記等）

別紙

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金 事業計画書

1 事業内容

○必ず団体名、事業名、事業目的、事業内容、事業体制について明記してください。

※上記項目が明記されていれば任意の様式でも構いません。

2 概算経費と積算内訳

(収入)

費目	予算額 (円)	内訳
「釧路の元気」プロジェクト支援交付金		
自己資金		
合 計		

(支出)

費目	予算額 (円)	内訳	経費対象可否
小 計			
合 計			

様式第 2 号（第 7 条第 2 項関係）

年 月 日

釧路指令第 号

住所

団体名

氏名（代表者職氏名）

様

市長名

印

### 交付金交付決定書

年 月 日付で申請及び請求のあった「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業に対する交付金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

#### 記

- 1 交付対象事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付金の交付 交付決定後、請求の日から 14 日以内に指定の口座に振込みます。
- 4 交付条件
  - (1) 交付金は、目的以外に使用しないこと。
  - (2) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
  - (3) 事業終了後 1 カ月以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、事業実績報告書、その他必要な書類を作成し、市長に提出すること。
  - (4) 交付条件に違反したとき若しくは不正な行為がなされたとき又は「釧路の元気」プロジェクト支援交付金交付要綱第 14 条の規定に該当したときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
- 5 前項第 4 号の規定により処分をするときは、その理由を明示した書面を交付するものとする。
- 6 交付を受けた者は、交付対象事業に関する書類、帳簿等を備え、事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
- 7 事業で実施するイベント等のポスターやチラシ及び看板等に、当交付金採択事業の表示を行ものとする。
- 8 交付を受けた者であって、別に指定するものは、釧路市情報公開条例(平成 17 年釧路市条例第 24 号)第 24 条の規定に基づき、経営状況を説明する文書その他の情報の公開に努めるとともに、市の求めに応じてその保有する文書を提出するものとする。

様式第3号（第10条関係）

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金 事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

釧路市長 あて

申請者 住所  
団体名  
氏名（代表者職氏名） 印

年 月 日付釧観指令第 号で決定通知を受けた「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

1 事業名

2 変更（中止）理由

3 変更（中止）月日 年 月 日

4 変更する事項 申請者名等・交付決定額・事業計画  
(該当する項目に○をつけてください)

5 変更内容

変更前	変更後

※欄内に収まらない場合は、別紙（任意様式）としてください。

※中止の場合、4、5の記載は不要です。

※市役所記載欄

- 内容を審査した結果、適正と認め変更（中止）を承認いたします。
- 内容を審査した結果、不適正であるため変更（中止）は承認いたしません。

年 月 日

釧路市長 印



様式第4号（第12条第1項）

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金 事業実績報告書

年 月 日

釧路市長 様

報告者 住 所  
団体名  
氏名(代表者職氏名) 印

年 月 日付釧観指令第 号で交付決定を受けた「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業について、下記のとおり報告いたします。

記

1 実施事業の名称等

実施事業の名称	
既受領済交付金額	円
実施事業の事業費 (内対象事業費)	円 ( 円)
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 事業内容

(1)別紙 実施報告書

(2)添付書類

- ・事業の成果物（作成した印刷物、写真等）
- ・支出内容が確認出来る書類（請求書、領収書、納品書、契約書等）

別紙

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金 実施報告書

1 事業内容

○必ず団体名、事業名、事業目的、事業内容、事業体制について明記してください。

※上記項目が明記されていれば任意の様式でも構いません。

2 支出決算書と支出内訳  
(収入)

費目	決算額 (円)	内訳
「釧路の元気」プロジェクト支援交付金		
自己資金		
合 計		

(支出)

費目	予算額 (円)	内訳	経費対象可否
小 計			
合 計			

様式第 5 号（第 1 3 条関係）

「釧路の元気」プロジェクト支援交付金額確定通知書

釧 観 第 号  
年 月 日

申請者 様

釧路市長 印

年 月 日付で実績報告のあった「釧路の元気」プロジェクト支援交付金事業  
について、内容を確認し、下記のとおり交付金額が確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付金確定額 金 円
- 3 交付金返還の有無 有 ・ 無
- 4 交付金返還額 金 円